

速報第3447号 R4.3.3発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	4年 文教委員会 3月2日	質 問 者	宮川 潤 委員 日本共産党 (札幌市東区)
質 疑 ・ 質 問	答 弁		担 当 課	
<p>一 青少年体験活動支援施設ネイパル指定管理者公募に関する調査報告について (一) 今回の調査の目的について 今回は、弁護士法人がネイパル指定管理者公募における教育庁職員による不正行為の有無を調査いたしましたけれども、動機については定かでない、ほとんど触れていません。私は、職員にこのような不正をさせてしまう誘因に踏み込むことなくして、真の原因を明らかにさせることはできないという考えで質問いたします。</p> <p>1 今回の調査の目的について まず、最初に弁護士法人による調査の目的について、改めて明らかにしてください。</p> <p>2 調査について 選定手続きが適正であったかどうかということでした。委員会協議会において、金銭関係の調査は別途とされてきましたね。 更に、職員がしてきた様々な行為については、今後ということもありました。それでは、今回のこの弁護士法人による調査については何を調査をしたのか、そして、今後とされているのは何を調査するのか、その整理についてお示しください。</p> <p>(指摘) 要するに、調査は、今、中途の段階、途中の段階だということ、今後、私は、その背景に踏み込んで行かなくてはわからないことがたくさんあるというふうに思いますので、是非、その点はですね、受け止めていただきたいと思えます。</p> <p>4 天下りについて 次に報告書の中で、いわゆる天下り先という表現があります。この不正の核心であります、深川を選定しようとしていた事業者には、天下り職員が何人いて、道職員の時の肩書が何だったのかお示しください。</p> <p>(再質問) 現在は一人だということでありました。しかし、天下りが、いつも行われる定位置のような団体もあるわけです。ですから、その方が最初だったということではないのではないかというふうに思われます。ですから、現在一人ですけれども、それ以前にも、天下りした方がいるということになりますか。伺います。</p> <p>(意見) これまでもいたという中で、現時点においては一人だけでも、これまでもいたし、複数だったときもあるということ、天下りの定位置とでも言うべきところだったというふうに言えると思えます。</p> <p>5 不正の動機の解明について 次に、委員会協議会で、弁護士の調査で、金銭授受について、「ないという前提で調査している」といたしましたし、「この職員の行為については、掘</p>	<p>(総務課法制・公務管理担当課長) 弁護士法人による調査についてではありますが、今回の調査は、ネイパルの指定管理者の選定に当たり、教育庁職員による不正な関与があったとの疑義が寄せられたことから、それらの手続が適正に行われたか否かを明らかにするために実施することとしたものであります。 調査の実施に当たっては、内部調査のみでは、対外的に、調査の信用性や透明性に疑義が生じることが想定されること、調査には法的専門性が求められること、今回の調査では、民間事業者等に確認すべき内容があるため、その職務の公共性から、法に基づき、情報収集のための手段を有する弁護士による調査が必要であったことなどから、弁護士法人による調査が必要であると判断したところでございます。以上でございます。</p> <p>(総務政策局長) 調査についてでございますが、私どもが弁護士法人外部調査機関に委託し、調査をこれまでしてきた内容については、今回の指定管理者の公募及び選定手続きが適正に行われたか否かについての事実調査でございます。 今後、私どもが調査をいたしますのは、懲戒処分に向けて、その動機ですとか背景、あるいはより新しい事実、そういったものがないかについて調査してまいりたいと考えております。以上であります。</p> <p>(総務課長) 再就職の状況についてでございますが、道教委の管理又は監督の地位にある職で、退職後、本件事業者に再就職し、現在も在籍している者は1名であります。当該職員の退職時の職は、教育局長でございます。</p> <p>(総務課長) 再就職の状況についてでございます。本件事業者につきましては、これまで再就職をしていた職員はございまして、複数名いた時もございました。</p> <p>(総務政策局長) 動機の解明についてでございますが、今回の調査、外部調査については、ネイパルの指定管理者の選定が適正に行われたか否かを明らかにするために実施したも</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>り下げていく必要がある」とされていました。 金銭の授受や、便宜供与などの不正の動機について、明らかになっていないと思いますけれども、いつ、どのように調査されていきますか。伺います。</p> <p>6 動機解明の重要性について 金銭授受や動機については、今後ということにされて、今回の調査については、選定が適切に行われたか否かを明らかにするためとされています。 つまり、今回の調査は、不適正な選定だったということをはっきりさせて、次の指定管理者を決めるためのステップだと、一段階だと、ということだと思います。ネイパルの業務を委託することを最優先にして、動機の解明を後回しにしているということだと思います。私は、動機が解明されて、不正を断ち切ることができて、それで初めて、再発防止が可能になると思いますけれどもいかがお考えですか。</p> <p>7 指定管理業務再開の条件について 要するに、動機はこれから調査すると、再発防止策もこれからだということですが、再発防止策が、具体的にならないで、不正行為の報告等、私はあり得ないことだと思います。 道職員が、このような不正を行うということは、ただならぬことだと思います。どんな誘惑や圧力があつたのか、脅迫があつたのかもしれませんし、明らかにして、教訓を引き出さなければ、再発防止ということにはならないというふうに思います。 調査は、まだ途中段階ということで、大事な動機については、これからということですね。 こういう状態のままで、指定管理業務を再開することについては、私は認められないと思いますけれども、再開するつもりですか。いつからの予定か伺います。</p> <p>(再質問) それでは、確認いたしますが、再発防止策が曖昧なままで、また指定管理者を選定して、業務の再開をしたいと、こういうことですか。お聞かせください。</p> <p>(再々質問) その再発防止というのは、動機の解明のないままではできないのですよ。ですから、動機の解明がない、再発防止策が具体的にない、その状態で次の指定管理者をまた選定すると、こういうことは私はおかしいと思いますよ。また選定、次の管理者を選定するのであれば、その段階において、今回のことを教訓にした再発防止策というのがなければ、次に進むということにはならないと思うのですよ。ね。再発防止策が曖昧なままで、委託を始める、また管理者を選んでいく、指定管理者を選ぶ段階で不正が起きているのですから。再発防止策が曖昧なままで、もしも同じことが、また繰り返されたらという懸念がないわけではないのですよ。 そういう状況で委託を再開していくということに道民も青少年も納得しないんじゃないですか。どう考えてますか。</p> <p>(意見) さらに深めるのはいいのですけれど、一步一步ですね、次の段階に進むに当たってはですね、事実を解明して、それで道民や青少年とそういったことを共有しながらですね、納得をしていただきながら、進んでいくということが私は必要だと思いますよ。</p>	<p>のであり、このことについては、調査を通じて一定の結論を得たと考えてございます。 今後、職員の処分等を検討する中において、金銭授受の有無や不正行為の動機などについて、調査をしてみたいです。</p> <p>(総務課法制・公務管理担当課長) 動機の解明の重要性についてでございますが、動機については、ネイパル利用者の減少が続き施設経営が厳しくなるなど、施設の存続に対して抜本的な変革が必要であると、当該管理職が強く感じていたことなどが明らかになっておりますが、ネイパル深川をはじめ、他のネイパルへの不正行為に係る動機については、さらに詳細を調査し、再発防止策等の検討に当たってまいります。</p> <p>(社会教育課長) 指定管理業務の再開についてでございますが、道教委といたしましては、学校をはじめとする、利用者の皆様方に、できる限り影響が生じないよう、議会でのご議論をいただきながら、指定管理者が決定できるよう努めてまいります。</p> <p>(教育部長) 今回の調査結果は、ネイパルの指定管理の選定の手続きについて、詳細を客観的に独立した立場でご報告いただいたものでございます。したがって、その結論には、一定の評価ができるものというふうに考えております。 なお、再発防止又は処分の検討等に関し、今後、所属職員の動機又は背景、関係職員の関与の有無等の詳細を調べまして、私たちとしては、二度とこういうことがないように再発防止に努める、そういう考えでございます。</p> <p>(教育部長) 今回の調査結果につきましては、複数の弁護士が、資料やヒアリングによりまして、精力的に調査をいただき、選定不選定の結果の影響の有無を合理的に評価した結果として、ネイパル深川に関しては、指定管理の決定を取り消すべき違法性がある、ネイパル森に関しては、その取り消すべき違法性がある可能性がある、ネイパル北見、足寄、厚岸につきましては、取り消すべき違法があるとまでは評価できないとの一定の結論を得ましたことから、道教委としては、選定に係る調査結果から、深川、森を違法性があることから選定を除外し、そのほかは一旦選定を取り消し、再度選定を行うという判断をしたところでございます。なお、繰り返しになりますが、再発防止、処分等につきましては今後の調査については、さらに、深めてまいりたいと考えております。</p>	<p>総務課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(指摘) 次に弁護士法人の報告で、「部下の職員に指示をしたですか、あるいは、「職員C、Dに対しては、上司からの指示」をしたというようなことがあります。</p> <p>つまり、職務上の指示指揮命令系統が、今回の犯罪行為においても、そのまま使われていたということになりますし、勤務時間内に、複数の職員が、業務用のパソコンで公用の電子メールを使って不正を行っていたということです。</p> <p>私はね、こういうことが組織的なんだというふうに言わざるを得ないと思います。</p> <p>同じ職場の他の職員でも不正に関わっていなかったか、あるいは見て見ぬふりをした職員がいなかったのか、範囲を広げて調査しなければならないということをお願いしておきます。指摘をしておきます。</p> <p>(三) 選考委員への影響力について 次に、選定委員への影響力の関係で質問いたしますけれども、深川をはじめとしたそれぞれ、砂川以外ですね、深川、森、北見、足寄、厚岸、それぞれの選考委員に対して、不正を行った職員が申請者に対する評価を○△×マークでメールを送信して、「影響力を行使した」とされています。</p> <p>「影響力」というのは、どういうことだと、受け止めていますか。お聞かせください。</p>	<p>(総務課法制・公務管理担当課長) 選考委員への影響力についてであります。一部の選定委員に対し、申請者の名称を明らかにしたうえで自らの評価内容、現行の指定管理者に対する消極的評価、新規の申請者に対する積極的評価につながる比較資料を伝えるメールを送信したことは、特定の申請者を支援し、又は妨害したものと認識しており、このことにより、当該管理職員による不正行為が選定委員の審査に少なからず影響を及ぼした可能性があるかと判断しているところであります。</p>	<p>総 務 課</p>
<p>(再質問) 職員の不正行為は、選定委員の審査に影響を及ぼしたということでもありますけれども、道教委やあるいは道庁側と言ってもいいんですけれども、選定委員に対して優位な力関係にある。あるいは一体化や癒着など、いわゆる影響力が及ぶ者を選定委員にはすべきではないんじゃないかと思っておりますけれども、いかがが見解を伺います。</p>	<p>(生涯学習推進局長) 選定委員のあり方についてであります。指定管理者の指定につきましては、中立・公正で透明性の高い手続が必須であります。</p> <p>当初の選定委員の中にネイパルについての知識経験を有する者の参画を図るという観点で、5名中2名につきまして、道教委社会教育主事経験者を充てており、当該職員と少なからず仕事上の関わりがございました。</p> <p>新たな委員の選定に当たりましては、道庁各部の協力を得て、審議会等の委員経験者から選定するなど、公正な審査となるよう努めたところでございます。</p>	<p>総 務 課</p>
<p>(再々質問) 中立・公正であるということと、関わりがあるということは、私はなかなか両立できないことじゃないかというふうに思うんですよ。しかもメールを送ったのは5人中の3人ですよ。つまりそこにはその3人は影響力を行使できるという判断があったから、3人だけ送って5人全員に送ったわけではないと。</p> <p>ここにですね、選定が行われているんですよ。ここだったら影響力を行使できるんだと、そういう判断のもとに3人だけ送られているんですよ。影響力が3人についてはあったものだというふうに想定できます。</p> <p>私は今回、この選定委員はですね、ネット上ですでに公開されていますから、肩書きも氏名も明らかになっています。5人ということで特定できるんですよけれども、5人中で誰が3人なのかということについては、私はわかりません。</p> <p>それで、今回メールが送られた人かどうかということ、不明ですけど、この5人の中には道の物品の購入等競争入札参加資格者名簿に掲載されているいわゆる入札参加資格者がいますね。道立生涯学習センターや道立図書館のホームページの制作を請け負っている。つまり道教委から仕事をもらっている。そういう関係の方が選定委員になっているんじゃないですか。伺います。</p>	<p>(総務政策局長) 選定委員についてでございますが、ご指摘のとおり今回の調査結果において北海道教育庁の生涯学習推進センターに携わっていたことのある人物が選定委員になっていることは事実でございます。</p> <p>ただ、その人物のそれ以上の情報については個人名の特定につながる情報としてマスキングさせていただいておりますので、答弁を差し控えさせていただきます。</p>	<p>総 務 課</p>
<p>(再々々質問) 具体的な名前でこの人がということは別にしてですね、選定委員に対する影響力というのが問題となっておりますけれども、道教委から仕事をもらっている業者を選定委員にするということは、不適切ということにはなりませんか。見解を伺います。</p>	<p>(教育部長) 今後その選定委員の職種、職制なども含めて適・不適かということについては、今後調べて判断してまいりたいというふうに思います。</p>	<p>総 務 課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(再々々々質問)</p> <p>その業者が5人の選定委員の中に入っているというものであって、メールを打った選定委員は誰か私にはわかりません。</p> <p>それでメールを受け取った選定委員3人がですね、関係職員から○とか×とか付いたメールを受け取っていますけれども、受け取った段階で私はそれが重大事態だと思うんですけども、それを明らかにしていたり、まずいことが起きているというようなことは、道も問題にしていないうか明らかにしていないようです。</p> <p>あつてはならないメールを受け取って、問題にしないということも私は理解し難いと思います。</p> <p>つまり、そこにはあまり問題にしたり騒ぎ立てたりしない方がいいというような通常と違う力関係があったからではないかと、そういう想定もできます。</p> <p>このように、選定委員の過半数、5人中3人を影響下に置いて、思い通りに選定させるような状況を作ってきたとも考えられます。</p> <p>業者や職員や元職員など、5人中3人の過半数が影響力を受ける関係にある。そういう5人の選定委員会、不適切ではないですか。見解を伺います。</p>	<p>(総務政策局長)</p> <p>選定委員についてでございますが、今回の外部調査機関による調査結果においても「北海道教育庁の生涯学習推進センターに携わっていたことのある人物や、当該職員と懇意である職員が選定委員になっているなどの事実が認められるので、対外的に選考過程に疑義が生じてやむを得ない事実が存在する。選定委員については、ネイパルに関連する事業に精通している必要があり、候補者が限られていることや、過去に北海道教育庁との関係をまったく有しない人物を選ぶことは、相当困難であると考えられるところであるが、今回の一連の経緯も踏まえ、今後の選定委員の人選については、より慎重に選ぶべきであることを推奨する。」との記述がございます。</p> <p>この記述を踏まえると、今後人選に当たっては慎重に対応すべきと認識してございます。</p>	<p>総 務 課</p>
<p>(再々々々々質問)</p> <p>個々人の人選もそうなんですけれども、選定委員の全体のあり方を、私は考えていかなければならない、影響力を排除した5人の選定のあり方というのか、ぜひそれを再検討していただきたい。指定手続きにおける公正な手続きを妨げる行為、又は不正な利益を得るために連合する行為についての情報があつた場合は、指定手続きの執行を延期し、又は事情聴取を行う場合があります。道が認めた場合には指定手続を延期し、中止し、又は取り消すことが必要、ということになっています。今後の取組を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>私は今回の、中心となった職員の方を知っているわけではありませぬので、どういふ方かわからないですけどもね、職員ですから、大事な職員ですよ、その方が犯罪を犯してしまうということを組織として、いかに防いで、職員と教育行政を守るために、今回のことを最大の教訓としてほしいと思います。そのために、調査を早期、詳細に行い、その情報ができる限りオープンにしていくということが大事だと思います。選定委員については、あり方について、検討する必要があるということを再三、申し上げました。その点については受け止めていただきたいと思ひます。今後の調査、十分に行うよう、改めて指摘をして終ります。</p>	<p>(教育部長)</p> <p>今後の取組についてであります。道教委といたしましては、ご指摘の動機の背景、それから関与した職員の有無、それから、内部の組織的な行為の有無など、さらに詳しく、我々任命権者として責任を持って調査してまいりたいと考えております。</p> <p>また、先ほど来申し上げておりました、研修のほか、メールの取扱いなどの指導を徹底するとともに、今後、公平性、公明性、透明性を確保する、指定管理の在り方についてしっかり検討してまいりたいと考えているところでございます。</p>	<p>総 務 課</p>